

財団法人発酵研究所平成 23 年度一般研究助成募集要項

応募資格

日本の研究機関に所属し、微生物（細菌、アーキア、菌類、微細藻類）に関する研究を行っている個人。平成 23 年度に他から 500 万円以上の助成金・研究費を受けることが確定している場合は除く。

研究課題

研究課題 1：微生物の分類および分類に視点を置いた生態、進化に関する研究

研究課題 2：発酵、応用微生物に関する研究

研究課題 3：健康または環境に関与する微生物の研究

助成金額

助成金額は 300 万円。採択はそれぞれの研究課題で 8 件。

募集期間

平成 22 年 7 月 1 日～平成 22 年 8 月 31 日

助成金の交付

平成 23 年 4 月

応募方法

申請者は、当財団所定の申請書（1 部）に記入のうえ、平成 22 年 8 月 31 日（必着）までに当財団事務局宛に送付する。申請書は財団法人発酵研究所のホームページ（<http://www.ifo.or.jp>）からダウンロードできる。

選考、決定および通知

当財団選考委員会で選考のうえ決定する。採否は平成 23 年 2 月頃に申請者に通知する。

助成金受領者の義務

1. 研究計画等に関し重要な変更を行うときは、事前に当財団事務局に連絡する。
2. 「報告書」を平成 25 年 3 月末までに当財団事務局へ提出する。
3. 当財団機関誌に研究成果を掲載するための Abstract を提出する。
4. 研究成果を公表するに際して、論文に当財団の助成を受けた旨を付記し、別刷などを提出する。
5. 使用する微生物については、生物多様性条約および国内の関係法規を遵守する。
6. 当財団からの助成に関わる研究で得られた菌株を公表する場合は、公共の利用に供するため公的保存機関に寄託する。

その他

助成金受領者の氏名、所属機関・役職、研究題目、助成金額等は、当財団のホームページ等で公表する。

問い合わせ・申請書送付先

〒 532-8686 大阪市淀川区十三本町 2 丁目 17 番 85 号

財団法人発酵研究所事務局

TEL 06-6300-6555 URL <http://www.ifo.or.jp>

財団法人発酵研究所平成 23 年度大型研究助成募集要項

応募資格

日本の研究機関に所属し、微生物（細菌、アーキア、菌類、微細藻類）に関する研究を行っている個人。本研究の助成期間内に、他から 500 万円／年以上の助成金・研究費を受ける予定の個人は除く。

研究課題

研究課題 1：微生物の分類および分類に視点を置いた生態、進化に関する研究

研究課題 2：発酵、応用微生物に関する研究

研究課題 3：健康または環境に関与する微生物の研究

助成金額

助成金額は 1,000 万円、採択は合計 4 件。

募集期間

平成 22 年 7 月 1 日～平成 22 年 8 月 31 日

助成金の交付

平成 23 年 4 月

応募方法

申請者は、当財団所定の申請書（1 部）に記入のうえ、平成 22 年 8 月 31 日（必着）までに当財団事務局宛に送付する。申請書は財団法人発酵研究所のホームページ（<http://www.ifo.or.jp>）からダウンロードできる。

選考、決定および通知

当財団選考委員会で選考のうえ決定する。採否は平成 23 年 2 月頃に申請者に通知する。

助成金受領者の義務

1. 研究計画等に関し重要な変更を行うときは、事前に当財団事務局に連絡する。
2. 「報告書」を平成 25 年 3 月末までに当財団事務局へ提出する。
3. 研究成果を当財団の報告会で発表し、当財団の機関紙に投稿する。
4. 研究成果を公表するに際して、論文に当財団の助成を受けた旨を付記し、別刷などを提出する。
5. 使用する微生物については、生物多様性条約および国内の関係法規を遵守する。
6. 当財団からの助成に関わる研究で得られた菌株を公表する場合は、公共の利用に供するため公的保存機関に寄託する。

その他

助成金受領者の氏名、所属機関・役職、研究題目、助成金額等は、当財団のホームページ等で公表する。

問い合わせ・申請書送付先

〒 532-8686 大阪市淀川区十三本町 2 丁目 17 番 85 号

財団法人発酵研究所事務局

TEL 06-6300-6555 URL <http://www.ifo.or.jp>